## ハラスメント防止方針

認定 NPO 法人 茨城 NPO センター・コモンズ

職場におけるハラスメントは、個人の尊厳を不当に傷つけ、個人の心身の健康を損ねかねないだけでなく、職場全体の秩序を乱し、組織の健全性や適正な運営に重大な影響を与えかねない大きな問題です。いかなる形態のハラスメントであっても、これが黙認されたり、見過ごされたりすることがあってはならず、当団体はハラスメント防止に真剣に取り組んでいくことを宣言し、以下の方針を定めます。

- 1. 当団体は、パワハラ、モラハラ、マタハラなど、全てのハラスメントやいじめ、嫌がらせ、強要、個人の尊厳を傷つける言動により、人間関係や職場環境に悪影響を及ぼす各種ハラスメント行為の防止と撲滅に取り組み、全てのハラスメント行為を許しません。なお、ハラスメントは異性間か同性間かを問いません。
- 2. この方針は、役職員のみならず、インターンシップを行う者や、ボランティア、利用者など当団体に 関係する全ての方を対象とします。
- 3. 当団体は、ハラスメント防止の周知徹底、研修実施などによって、役職員全員に知識を習得させ、組織内のハラスメントに関する意識改革に取り組みます。
- 4. 当団体は、ハラスメント相談窓口を設置、相談員を任命し、苦情や相談の申し出があった場合は、迅速かつ適正に対応します。
- 5. ハラスメントに関する相談窓口
  - (ア) コンプライアンス規程に定めるコンプライアンス担当理事
  - (イ) 監事
  - (ウ) 事務局長
  - (エ) 契約する社会保険労務士
- 6. 当団体は、相談窓口への相談者はもちろん、事実関係確認等の協力者に降格、減給、低評価などの不利益な取り扱いは行いません。なお、結果としてハラスメントに当たらない場合であっても、何ら問題はありません。公平に相談に対応し、プライバシーに配慮の上、事案に対処します。
- 7. 当団体は、相談を受けた場合、事実関係を迅速かつ正確に確認し、ハラスメント行為の事実が確認できた場合は、被害者や行為者に対する措置を講じます。また、再発防止策を講じる等適切に対処します。
- 8. この方針の改廃は、理事会の決議によります。

## 附則

この方針は、2022年12月20日から施行する。(2022年12月20日理事会決議)